

豊島区立地域文化創造館条例について

1. 条例制定の背景等

(1) 文化政策の一元化

平成 17 年度より、総合的文化行政の推進を図るため、生涯学習、スポーツ振興の施策を教育委員会から区長部局（文化担当部）へ移行し、文化政策の一元化を図った。

(2) 「文化」を政策の柱に

区では、「文化」を重要政策に位置づけ、各種施策の推進にあたっては、「文化」的視点を入れる取り組みを進めている。

(3) 社会教育の場から地域づくりの拠点へ

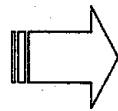
これまで社会教育会館では、団体・グループ等による社会教育等の学習活動が実施されてきたが、こうした学習成果を地域へ還元することや新たな各種創造的活動や活動の連携等を通じた地域の活性化を図る拠点施設への変革が求められている。

2. 地域文化創造館に求められるもの

(1) 背景等

(従来)

- 行政主導による施策の推進
- 行政の負担による事業運営
- 自己完結型学習が中心
- 進まない団体・サークルと区民との交流



【今後】

- あらゆる主体との協働へ
- 求められる「地域の力」
- 「知識還元・循環型」への転換
- 文化を基軸にした魅力あるまちへ

(2) 「地域文化創造館」が担う領域

資料 - 1 参照

3. 条例の内容等

(1) 目的（第1条）

地域文化創造館の設置、管理及び使用料について必要な事項を定め、地域における文化・学習活動の育成支援と地域住民の交流を通して地域の活性化を図り、もって豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(2) 設置（第2条）（別表第1）

名 称	位 置
駒込地域文化創造館	豊島区駒込二丁目2番2号
巣鴨地域文化創造館	豊島区巣鴨四丁目15番11号
南大塚地域文化創造館	豊島区南大塚二丁目36番1号
雑司が谷地域文化創造館	豊島区雑司が谷三丁目1番7号
千早地域文化創造館	豊島区千早二丁目35番12号

(3) 事業（第3条）

- ① 館の施設及び付属設備の利用に関すること。
- ② 施設等を利用する者に対する助言、指導及び相談に関すること。
- ③ 各種の講座、展示会その他の事業に関すること。
- ④ 地域住民の交流の促進に関すること。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(4) 開館時間等（第4条・第5条）

午前9時から午後9時30分まで（従前どおり）

(5) 利用手続等（第6条・第7条）

従前どおり

(6) 使用料等（第8条～第10条）

使用料は従前どおり

雑司が谷地域文化創造館にパソコンルームを新設

(7) 指定管理者による管理等（第16条～第20条）

従前どおり

4. 附則

(1) 施行 平成18年4月1日施行

(2) 豊島区立社会教育会館条例（昭和48年豊島区条例第20号）の廃止

(3) 経過措置

「地域文化創造館」の受け持つ領域

